

別表第1（第4条関係）

1 火災による損害の場合

損害程度		10分の2以上, 10分の5未満	10分の5以上
減免率	基準所得金額未満	2分の1	全部
	基準所得金額以上	4分の1	2分の1

火災における損害程度とは焼失面積を延べ面積で除算した割合とする。

2 水害による損害の場合

損害内容		床上浸水 床上1メートルまで浸水	住宅流出 住宅1階天井部分まで浸水
損害程度		10分の2以上, 10分の5未満	10分の5以上
減免率	基準所得金額未満	2分の1	全部
	基準所得金額以上	4分の1	2分の1

3 地震、風害等その他災害における損害の場合

損害内容		大規模半壊 半壊	全壊
損害程度		10分の2以上, 10分の5未満	10分の5以上
減免率	基準所得金額未満	2分の1	全部
	基準所得金額以上	4分の1	2分の1

備考 基準所得金額とは、介護保険法施行令第38条第1項第7号に規定する基準所得金額をいう。